

(2026年4月17日現在)

docomo business ANCAR サービス利用規約
別冊(Routing)

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条

docomo business ANCAR サービス利用規約共通編(以下「共通編」といいます。)の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により、docomo business ANCAR Routing サービス(以下「docomo business ANCAR Routing サービス」といいます。)を提供します。

第2章 契約

(提供条件)

第2条

docomo business ANCAR Routing サービスは、当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能の追加機能「自由発話接続機能」の提供条件に基づき提供するものとします。

(データ取り扱い条件)

第3条

2条の定めにかかわらず、データの取扱い等に係る条件は、共通編第24条(データの取扱)、第25条(データの利用)、第26条(データのバックアップ)、第27条(データの消去)に基づくものとします。

(その他の条件)

第4条

本規約に定めのない条件については当社の電話等サービス契約約款の定めに基づき取り扱うものとします。